

組織的犯罪処罰法における没収等について

1 刑法の没収(刑法第19条第1項)

- 犯罪行為を組成した物(組成物件)
- 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物(供用物件)
- 犯罪行為によって生じた物(生成物件)
 - － 犯罪行為によって得た物(取得物件)
 - － 犯罪行為の報酬として得た物(報酬物件)
- 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物の対価として得た物(対価物件)

- ・ 有体物に限られる(債権その他無形の財産は没収の対象外)。
- ・ 犯人以外の者に属しない物に限り没収することができる。犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる(刑法第19条第2項)。
- ・ 任意的没収である。
- ・ 3号、4号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる(刑法第19条の2)。

2-1 組織的犯罪処罰法の没収の対象(組織的犯罪処罰法第13条第1項)

○ 犯罪収益

財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為等により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

○ 犯罪収益に由来する財産

犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産

等

- ・ 没収の対象は「財産」であり、これは有体物(不動産又は動産)に限らず金銭債権である場合も没収することができる。
- ・ 一次的な対価に限らず、犯罪行為により得た財産等の保有又は処分に基づいて得た財産として特定され、追跡可能な限り、その転換により得た財産を没収することができる(第13条第1項各号、第4項)。
- ・ 第13条第1項各号又は第4項各号に掲げる財産(不法財産)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる(第14条)。
- ・ 第13条第1項の没収は、任意的没収である。

2-2 組織的犯罪処罰法の没収の対象(犯罪被害財産について)

(原則:第13条第2項)

第13条第1項各号に掲げる財産が犯罪被害財産であるときは、没収することができない(一部が犯罪被害財産である場合、当該部分についても同様。)。

(特例:第13条第3項)

上記に関わらず、以下に該当するときは、犯罪被害財産(第1項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。)を没収することができる。

- ①前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第3条第2項に規定する目的で行われたものであるとき、その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき。
- ②当該犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を偽装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき。
- ③当該犯罪被害財産について、情を知って、これを收受する行為が行われたとき。

⇒第13条第3項の規定により没収した犯罪被害財産の価額に相当する金銭は、被害回復給付金の支給に充てられる(第18条の2第2項)。

【犯罪被害財産について】

以下の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産をいう(法13条第2項)。

(1)財産に対する罪※

(2)刑法第225条の2第2項の罪に係る第3条の罪(組織的な身の代金要求罪)

(3)同法第225条の2第2項(身の代金要求罪)若しくは第227条第4項後段の罪(收受者身の代金要求罪)

(4)別表第39号(出資法関係)、第41号(補助金適正化法関係)、第52号(人質による強要行為等の処罰に関する法律関係)、第65号(金融機関更生特例法関係)、第71号(民事再生法関係)、第76号(会社更生法関係)若しくは第78号(破産法関係)に掲げる罪

※財産に対する罪に当たるのは、

- 刑法第246条の罪又は同法第249条に係る第3条(組織的な詐欺、組織的な恐喝)の罪
- 刑法第235条から第236条まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第238条から第241条まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)又は第243条(未遂罪)の罪
- 刑法第246条から第250条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪
- 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条から第4条まで(常習特殊強窃盗、常習累犯強窃盗、常習強盗致傷等)の罪
- 会社法第960条又は第961条(特別背任)の罪

等である。

3 組織的犯罪処罰法における没収保全

- ・ 起訴前の没収保全命令(第23条)
 - 検察官又は一定の司法警察員の請求により、裁判官が財産の処分を禁止する。
 - 別表若しくは第2条第2項第2号イからニまでに掲げる罪、同項第3号若しくは第4号に規定する罪又は第9条第1項から第3項まで、第10条若しくは第11条の罪に係る被疑事件
 - 不法財産であってこの法律その他の法令の規定により没収することができるものに当たると思料するに足りる相当の理由がある
 - 没収するため必要がある
 - 発令から30日以内に公訴が提起されないときは効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に関し、当該財産につき、没収保全の理由があるときは、この限りでない。(第23条第3項)。命令の更新可(第23条第4項)

- ・ 起訴後の没収保全命令(第22条)
 - 検察官の請求又は職権により、裁判所(第1回公判期日までは裁判官)が財産の処分を禁止する。
 - 別表若しくは第2条第2項第2号イからニまでに掲げる罪、同項第3号若しくは第4号に規定する罪又は第9条第1項から第3項まで、第10条若しくは第11条の罪に係る被告事件
 - 不法財産であってこの法律その他の法令の規定により没収することができるものに当たると思料するに足りる相当の理由がある
 - 没収するため必要がある

- ・ 第三者の財産の没収手続等(第18条)
- ・ 強制執行に係る財産の没収の制限(第37条)
 - 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない(第37条第1項)。

- ・ 破産等の手続との調整(第40条第3項)
 - 没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産手続開始決定等があった場合には、没収の裁判をすることができない。

4 組織的犯罪処罰法における没収保全の執行等(第24条)

・ 不動産(第27条)

- 処分を禁止する旨の没収保全命令を発し、謄本を不動産の所有者に送達。
- 没収保全の登記をする。登記は検察事務官が嘱託する。
- 検察官は、当該不動産の所在する場所にその旨公示する。
- 没収保全財産を有する者が通常の用法に従って使用又は収益することを妨げない。

・ 動産(第29条)

- 処分を禁止する旨の没収保全命令を発し、謄本を動産の所有者に送達。
- 刑事訴訟法の規定による押収がされていないか、看守者を置き若しくは所有者その他の者に保管させている動産については、その旨を公示する。

・ 債権(第30条)

- 債権者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発し、債権者及び債務者に謄本を送達。
- 債務者は没収保全に係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託できる。

5 組織的犯罪処罰法における追徴(第16条)

- 第13条第1項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないときその他これを没収することができないとき
 - ・ 最初から有体物又は金銭債権でないため没収ができないときも、追徴をすることができる。
 - ・ 例えば、対象財産が裁判時に滅失していたり、その所在が不明であったりして事実上その没収ができない場合、当該財産を善意の第三者が取得したため、第15条第1項の規定により、法律上その没収ができない場合等がこれに当たる。

(三浦守他『組織的犯罪対策関連三法の解説』(法曹会、2001年)156頁)

- 当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるとき
- 当該財産が犯罪被害財産であるときは追徴できないが、第13条第3項各号のいずれかに該当するときは、その犯罪被害財産の価額を犯人から追徴することができる。
- 第13条第4項(薬物不法収益等を用いた第9条関係)について追徴の規定あり。

6 麻薬特例法の薬物犯罪収益の推定

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)

- ・ 第5条(業として行う不法輸入等)の罪に係る薬物犯罪収益の没収
反復継続して行われる薬物犯罪に当たる行為を一罪とする構成要件を設けた上、一定期間内に行われた薬物犯罪の犯罪行為から生じた不法な収益であることの証明ができれば、その期間内の個々の行為との結び付きが証明できなくても、これを薬物犯罪収益としてはく奪することが可能になる。
(藤永幸治他『薬物犯罪(第2版)』(東京法令出版、2006年)197~198頁)
- ・ 第14条(薬物犯罪収益の推定)
第5条(業として行う不法輸入等)の罪に係る薬物犯罪収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であって、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づく給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る薬物犯罪収益と推定する。